

第八節 大渡ダム

昭和四十二年（一九六七）十月の大渡ダム建設工事調査事務所開設以来一九年、世界一長いダムとうわさされた大渡ダムは昭和六十一年十一月二十七日完成した。その功罪は別として、その経過と概要を載せておく。

大渡ダム建設と経過の概要

仁淀川は四国の霊峰石鎚山（標高一、九八二m）に源を発し、愛媛、高知両県にまたがって太平洋に流れる四国三大河川である。流路延長一二三・六km流域面積は一・五六二km²で、その大部分は杉松の人工林である。又仁淀川に沿って国道三三号があつて、高知、松山間を結ぶ産業経済の動脈をなし、中流域においては良質特産茶として盛んに栽培加工され関西茶市場に名声を得るに至っている。又下流域は高知県の主要農耕地帯をなし、最近特に園芸農業が盛んである。一方仁淀川流域は、台風常襲地帯に位置すると共に、我が国多数の温暖多雨地帯で、上中流域の年間総雨量は、三五〇〇ミリをこえ、その殆どが、台風に起因しており大洪水を引き起す原因となっている。特に昭和二十年、同三十八年八月の洪水等は史上に残る大洪水で、本村においても耕地はもとより、多くの住家が流出するなどの被害があつた。また仁淀川は年間を通じて流況が不安定であり、豊渇の差が極めて大きい事等から、仁淀川下流域の安定した発展を期するため、大渡ダムが計画され昭和三十六年から、四十年までの五カ年にわたって予備調査が行なわれ、同四十一年度より実施計画に着手すると共に、同四十二年大渡ダム建設計画の概要が公表された。

一、計画の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 位置 | 左岸 高知県吾川郡吾川村濱溜 |
| | 右岸 高知県高岡郡仁淀村高瀬 |
| 2 集水面積 | 六八八・九km ² |
| 3 型式 | 重力式コンクリートダム |
| 4 堤高 | 九六m |
| 5 堤頂長 | 三二五m |
| 6 ダム天端標高 | 二一六m |
| 7 放流設備 | コンジットゲート五門
クレストゲート四門（天端） |
| 8 総貯水容量 | 六千六百万m ³ |
| 9 有効貯水量 | 五千二百万m ³ |
| 10 洪水調節容量 | 四千九百万m ³ |
| 11 利水容量 | 一千三百万m ³ |
| 12 サーチャージ水位 | 二一四m（標高） |
| 13 常時満水位 | 二〇四m（〃） |
| 14 洪水制限水位 | 一八八・五m（標高） |
- 二、ダムの目的
- 1、洪水調節

計画流入量六千 m^3/S に対し二千二百 m^3/S を調節しダム放流量を三千八百 m^3/S 以下とする。

2、不特定かんがい

流水の正常な機能を維持し、鎌田用水、吾南用水に対する漏水補給をはかる。

3、市生活用水の確保

高知市に対して一二万 $\text{m}^3/\text{日}$ の生活用水の供給を行う。

4、発電施設（四国電力）

大渡ダムの貯水池との落差を利用して、洪水調節及び他の利水に支障を与えない範囲で発電を行う。大渡発電所の最大使用水量は四五 m^3/S で、最大出力三万三千 kW の発電計画となっている。

5、大渡ダムの建設総事業費一四〇億

6、工事完成予定 昭和四十九年三月

以上計画に基き昭和四十二年高知県知事溝淵増巳、建設省四国地方建設局大渡ダム調査事務所長中西秩、両機関からダム建設に伴う立ち入り調査測量の申入があった。

三、村の対応

村はダム対策本部を設け、企画室にダム対策班を設置し専任職員を配置するほか、八名の兼務職員をもって編成する。又議会に吾川村ダム対策特別委員会を議長以下七名で構成設置すると共に、地区十一集落関係者をもって、集落単位組織を編成、その代表委員五二名で昭和四十二年七月十一日吾川村ダム対策協議会を結成する。この会長は吾川村長が当り総合調整を図りつつ、ダム対策本部はダム地域内の独自の調査を行なうと共に、先進地ダム調査を進め資料の集収、関係集落への説明と意見交換協議会等を重ね、集落単位ごと

の要求要望と地域防災、公共施設等の要求事項を取りまとめ、大渡ダム建設に伴う要求及び要望書を策定し、建設省並びに高知県知事に対し昭和四十二年九月二十一日提出、この要求要望の回答如何を条件とし、その後両機関と要求書に関する協議交渉を重ねた結果誠意ある回答が得られることとなり、昭和四十二年十一月五日大渡ダム建設に伴う立ち入り調査及び測量に関し、吾川村長片岡音吉及び吾川村ダム対策協議会長は、四国地方建設局大渡ダム調査事務所長中西秩と高知県知事溝淵増巳立会のもとに、協定書に調印する。

四、水没地区内の村調査の概要

関係集落十一、総戸数二七四戸、人口九五七人、内水没七〇戸、人口二三〇人、田畑等十一万九千 m^2 、山林十四万三千 m^2 、宅地八千五百 m^2 、その他公共施設で道路一線、長洲小学校、船戸消防屯所、同診療所、集会所、橋局等各一施設が水没対象物件と見込まれる。

五、ダム対策協議会の活動

昭和四十二年十一月ダム協議会に部会組織（農地山林、家屋宅地、営業、特殊、公共、調査測量）六部会を設け、補償基準要求対策の策定につき、各集落単位組織の意見を尊重しつつ、歩調を揃え势力的に取り組む体制が確立、併せて調査測量に関連する具体的方法につき、関係地区ごとに説明を行ない、全地区了解のもとに調査実施となった。昭和四十三年七月現組織を発展的に解消し、水没関係者任意による新組織を結成して個人補償に関するすべての協議交渉を進めることが望しいとの意見に基づき、新会長が選任されたのであるが、数日後これを不満とし脱退者が続出、二つの組織が生れたため、協議会活動は中断、一本化調整のため話し合いを重ねたが、残念乍ら不調に終った。万策つきやむを得ず大多数組織を窓口として交渉再開となる。

昭和四十四年十二月吾川仁淀両村各十五名の委員選出、大渡ダム交渉委員会を発足、諸案件の協議検討に入るも立地自然経済等、諸条件の優劣的潜在意識が常に表面化するなど各種要因によって、大幅に遅れ二十一ヶ月後の昭和四十六年九月二十三日大渡ダム個人補償基準の妥結をみるに至ったのである。この間吾川村独自の協議会及び交渉委員会を併せ延三四二回の会議を経て終結し、この基準妥結によって四十七年一月から、水没移転者を優先に個人補償交渉に入り順次妥結する。

六、水没者の部落別状況

船戸部落総数三八戸全戸水没、秋葉口部落二九戸準水没を含め全戸水没、鶯の巣外準水没三戸、計七〇世帯となった。

七、水没者移転対策

水没者の移転対策について、国、県、住宅供給公社等に対し協力を求めるほか、宅地、移転住家等の先行取得にかかる利子補給をするなどの施策を行なうと共に、国道改良に伴う残土場、寺村及び森山二カ所の払い下げと、秋葉口上部に村買収用地を求め、国道改築工事残土の活用を図り、一万四百㎡の宅地を確保し二十七戸に分譲する。又団地内に橋局、集会所、駐在所、遊園地等の公共施設の整備を図る。その外村内に自力で移転したものの七戸、高知市瀬戸団地に公団の協力を得て五戸の分譲を受け移転する。残る二十三戸については、隣接町村をはじめ県外等に分散自力移転し、昭和四十八年度中に大部分の移転が完了した。

八、公共補償と地域内の開発促進

公共補償は個人補償基準の妥結した後において取り組み、村道長測において路線変更開設、長測小学校の移転改築、秋葉口に郵便局舎、集会所などの直接補償のほか、ダム関係地区要求要望事項の促進、農林村道

路の開設、集会所、プール、飲料水供給施設、テレビ共同受信施設、防災施設、交通安全対策等、積極的に推進要求要望の完全履行を図った。

九、大渡ダム建設工事開始

昭和四十六年十月ダム建設工事発注、本格的工事に着手し五十六年三月完成を公表する昭和四十八年一月大渡ダム転流開始、同四月基礎掘開始、同五十一年コンクリート打設、同五十二年十月大渡ダム定礎式、五十六年九月副ダムを最後に百万㎡の本体コンクリート打設工事を完了する。

十、ダム建設にかかる護岸防災対策

ダム完成により湛水することによって、地盤軟弱地帯は地すべりが発生すると、当初より護岸対策の万全を期するよう特に次の地域を重点に要求し、これ等についてはダム本体工事と併行して進められたが、必ずしも地元要望箇所すべてが採択実施された訳ではない。要求箇所として、潰溜、森山、大尾、鶯の巣、別枝口各護岸である。これに対し大小の工事は別として各箇所とも施行され、昭和五十六年十月一八・五m標高から試験湛水開始、同五十七年四月二十日、標高二〇四m時点で鶯の巣上流で大規模の地すべり発生、四国地方建設局及びダム事務所長に対し緊急対策の強力な申入れすると共に、吾川村防災対策本部を設置し、併せて村議会、地元代表と現地調査した結果、重大かつ緊急対策の必要箇所が多く発生し、村、議会は火急の事態を宣し水位の低減、復旧対策について中央陳情等、仁淀村とも同調し再三の陳情申入を強行する。その結果昭和五十七年八月コンジットゲート一五四mの最低水位まで低下する事が認められ同十三日から減水に着手する。減水後の地盤及び既施設を含め精査し、絶体安全である防災護岸対策を実施されるよう建設大臣に陳情する。その結果三カ年余に亘り、二十一カ所の防災対策工事と、そのほかダム湖内環境整備

六ヶ所等巨額の経費を投下し、既設ダムでは例をみない防災護岸対策が図られた。

十一、第二次試験湛水開始

以上防災対策工事も完了したことにより、昭和六十年十月より試験湛水に同意、本試験はサーチャージ水位二一四mの最大まで湛水し、一日おいて序々に減水、六月には洪水期制限水位一七七・五mまで減水する計画で、昭和六十年十月二十二日標高一五五・一mより、第二次試験湛水を開始し、六十一年四月十八日標高二百十四m最高水位に到達する。この間六カ月要し、計器及び目視観測を連日に亘り実施した結果異状なく、四月十九日より減水に着手し、同七月二十日最低水位百七七・五mに至り、この間計器及び湖岸の踏査を特に入念に監視を続行する。この試験湛水に於いては、村独自の調査も行ない、その結果は異状のなかった事を確認する。ただし今後のダム管理上湖岸の安全性が重要であるため、減水後更に防災対策工事、その他環境整備など十五ヶ所について、要望しすべての事業が六十一年度完了した。

又昭和六十一年度をもって、ダムの竣工と同時に、ダム管理に不可欠の同ダム操作規則の制定に関する意見について、吾川村大渡ダム諮問委員会に諮問し、審議された答申内容を尊重し、かつ将来に問題を残さないよう、議会に於いても慎重な審議が行なわれた結果、昭和六十一年十月六日第四回吾川村臨時議会に於いて、大渡ダム操作規則案に対する同意議案が可決されたのである。

十二、大渡ダムの竣工

大渡ダム建設の調査事務所は、昭和四十二年に開所され、ダム建設の公表と関係地域への説明、立ち入り調査等極めて順調なスタートであったが、個人補償協議会組織のトラブル、その他山積する諸問題に、仁淀村との補償交渉委員会（両村合同組織）等立地条件的潜在意識等の支障が多く、併せて試験湛水により生じ

た災害とその防止対策工事などのため、二十年余の歳月と巨額の経費を投じ、ようやくにして、昭和六十一年十一月二十七日大渡ダム建設竣工式の運びとなったものである。当日の会場はダム右岸ダムサイトにて、修祓式、竣工の儀式を、又第二会場は上部の森の越運動広場で、大渡ダム竣工の式典が、建設省本省及び四国地方建設局、ダム歴代所長、土木研究所、高知県知事、県議会、愛媛県知事、同議会、高知市その他隣接関係市町村長、同議会、大渡ダム水没関係、その他ダム関係協力者等総数七百余名の参列により、盛大に執行され終了した。当ダムは吾川村にとって、就労の場があったことによるほか、特段のメリットは当初より期待はできなかったが、下流の防災、都市用水、農業用水、エネルギーの確保等、重要な課題と目的をもっており、百害あって一利なしを意中に納めつつ我が国における住民福祉、産業文化等の発展に不可欠の施策であることを理解し、大極的視野に立って、大渡ダム建設に全面的協力をしてきた。ダム発足から完成に至る二十年余、一般行政に加え、吾川村長片岡音吉氏が努力され、その功績は誠に多大である。又村長と共に、吾川村議会議員各位の協力、その他関係機関、関係住民の御協力に深く感謝し、願わくば本ダムがその使命を十二分に発揮され、流域住民の安全と住民福祉、産業文化の発展向上に大いなる効果を祈念してやまない次第である。

（村企画室長鎌倉一一記録）